

現場代理人の兼任についての注意事項

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除 等を除く。）

を処理する受注者の代理人であるが、次の（１）から（５）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の（１）、（２）及び（６）のすべてを満たし工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は、工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については（２）、（４）、（５）の要件を満たすものとし、兼任できる工事は２件までとする。

（１）兼任できる工事は３件までとし、それぞれの工事の当初請負金額が４，５００万円未満であること

※設計変更により、兼任するそれぞれの工事の請負金額が４，５００万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。

（現場代理人の負担軽減措置）

その場合は、「現場代理人等変更 通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。

（２）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。

（３）兼任する工事は、概ね１時間以内で移動できる範囲

（４）発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

（５）兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、１日１回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること

（６）兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙１）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等通知書」により、発注者に通知すること。

なお、それぞれの工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第 12 条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

4 適用期間

この取扱いは、令和 7 年 4 月 8 日から令和 8 年 3 月 31 日までの執行伺い決裁分に適用する。